開志学園高等学校 校長 藤本 洋則

## 出席〔登校〕停止について(通知) 【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症】

お子様が現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法によりほかの生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できないことになっております。

必ず医師の診断および治療を受け、「出席(登校)してもよい」という判断が出ましたら、下記の「感染症診断通知書」を持たせて出席(登校)させてください。

なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 病(医)院によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますので、ご承知おきください。

注: 〇印は、かかっていると思われる病気

|                               | 出席(登校)停止の期間(基準)                                 |
|-------------------------------|---|
| 病名                            | 第2種の感染症は、下記の基準の他、医師により感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。 |
| 1百 日 咳                        | 特有の咳が消滅するまで。または5日間の適正な抗菌性物質による<br>治療が終了するまで。    |
| 2 麻 し ん                       | 解熱した後3日を経過するまで。                                 |
| 3流行性耳下腺炎                      | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。    |
| 4 風 し ん                       | 発疹が消失するまで。                                      |
| 5 水 痘                         | 全ての発疹が痂皮化するまで。                                  |
| 6 咽 頭 結 膜 熱<br>アデノウイルス感染症     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。                            |
| 7感染性胃腸炎                       | 症状が安定し、良好になるまで。                                 |
| 8 マイコプラズマ 肺 炎                 | 症状が安定し、良好になるまで。                                 |
| 9 そ の 他 感 染 症                 | 医師の判断による。                                       |
| イ ン フ ル エ ン ザ<br>新型コロナウイルス感染症 | ↓別紙  療養解除届  をご利用ください。                           |

#### 専 門 医 様

・現在かかっている病気が治癒し、又はほかの生徒にうつるおそれがなくなりましたら、保護者または生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

### 感染症診断通知書

| 学年 ・ 組 ・ 氏名                                | 年    | 組 | 氏名  |            |   |  |  |  |
|--|------|---|-----|------------|---|--|--|--|
| 病名   |      |   | 診断日 | 月          | 日 |  |  |  |
| 上記の生徒の病気は治癒し、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。 |      |   |     |            |   |  |  |  |
| 出席(登校)してもよいと認め                             | られる日 | 月 | 日か  | <b>\</b> 6 |   |  |  |  |

病(医)院名または

医師氏名

開志学園高等学校

年 組

生徒氏名

# 療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

| 該当に〇 | 病名           | 出席停止期間の基準                        |  |  |  |  |
|------|--------------|----------------------------------|--|--|--|--|
|      | インフルエンザ      | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後<br>2日を経過するまで |  |  |  |  |
|      | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後<br>1日を経過するまで |  |  |  |  |

| 発症日                              | 令和 | 年 | 月 | П |
|----------------------------------|----|---|---|---|
| 解熱した日<br>*インフルエンザの場合に記入          | 令和 | 年 | 月 | П |
| 症状が軽快した日<br>* 新型コロナウイルス感染症の場合に記入 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 登校開始日                            | 令和 | 年 | 月 | П |

令和 年 月 日

保護者氏名

#### 保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。 <u>この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することは</u>できません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・本届は、保護者が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従って ください。

| <出席停止期間の例>    | 5月  | 11日 | 12日 | 13日 | 14日      | 15日 | 16日 | 17日      | 18日 | 19日 |             |
|---------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|-------------|
| 糸             | 圣過日 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目      | 4日目 | 5日目 | 6日目      | 7日目 | 8日目 |             |
| インフルエンザ①      |     | 発症  |     |     | 解熱       | 1日目 | 2日目 | 登校可      |     |     | 5月17日から登校可能 |
| インフルエンザ②      |     | 発症  |     |     |          |     | 解熱  | 1日目      | 2日目 | 登校可 | 5月19日から登校可能 |
| 新型コロナウイルス感染症① |     | 発症  |     |     | 症状<br>軽快 | 1日目 |     | 登校可      |     |     | 5月17日から登校可能 |
| 新型コロナウイルス感染症② |     | 発症  |     |     |          |     |     | 症状<br>軽快 | 1日目 | 登校可 | 5月19日から登校可能 |